

犬山市議会第 8 1 号議案

犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について

犬山市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、個人番号カードによる受給資格等の確認を開始する等のため必要があるからである。

犬山市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(犬山市子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 犬山市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

第9条中「受給者証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

(犬山市障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 犬山市障害者医療費支給条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

(犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カ

ードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

(犬山市精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第4条 犬山市精神障害者医療費支給条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第58条第3項各号又は第4項」を「第58条第4項各号又は第5項」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中犬山市精神障害者医療費支給条例第5条第1項の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。

○犬山市子ども医療費支給条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（受給者証の提示） 第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた受給者は、子ども医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、<u>受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。</u> （損害賠償との調整） 第9条 市長は、<u>受給者が子ども医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u>	（受給者証の提示） 第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた受給者は、子ども医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。<u>ただし、本県の区域外の医療機関等において診療等を受けるときは、この限りでない。</u> （損害賠償との調整） 第9条 市長は、<u>受給者証の交付を受けた者が子ども医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u>

○犬山市障害者医療費支給条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（受給者証） 第5条 略 2 受給者は、前条第1項の規定により障害者医療費の支給を受けようとする場合は、病院・診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療・薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。</u>	（受給者証） 第5条 略 2 受給者は、前条第1項の規定により障害者医療費の支給を受けようとする場合は、病院・診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療・薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

○犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（受給者証） 第3条 略 2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第4条第1項の規定により母子父子家庭医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、この限りでない。</u>	（受給者証） 第3条 略 2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第4条第1項の規定により母子父子家庭医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

○犬山市精神障害者医療費支給条例の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（支給の範囲） 第5条 市長は、通院医療費受給資格者又は入院医療費受給資格者の精神障害について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、通院医療費受給資格者にあつては当該医療に関する給付の額と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第4項各号又は第5項の規定により算定した額の合計額が医療に要する費用に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を、入院医療費受給資格者にあつては入院医療費のうち当該入院医療費受給資格者が負担すべき部分の2分の1に相当する額を、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者にあつては当該入院医療費受給資格者が負担すべき部分の全額を精神障害者医療費として支給する。 2及び3 略 （受給者証） 第6条 略 2 通院医療費受給資格者等又はその家族等は、前条第1項の規定により精神障害者医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）から診療又は薬剤の支給を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者</u>	（支給の範囲） 第5条 市長は、通院医療費受給資格者又は入院医療費受給資格者の精神障害について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、通院医療費受給資格者にあつては当該医療に関する給付の額と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第3項各号又は第4項の規定により算定した額の合計額が医療に要する費用に満たないときは、規則の定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を、入院医療費受給資格者にあつては入院医療費のうち当該入院医療費受給資格者が負担すべき部分の2分の1に相当する額を、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者にあつては当該入院医療費受給資格者が負担すべき部分の全額を精神障害者医療費として支給する。 2及び3 略 （受給者証） 第6条 略 2 通院医療費受給資格者等又はその家族等は、前条第1項の規定により精神障害者医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）から診療又は薬剤の支給を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

新（改正後）	旧（改正前）
が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報の取得及び閲覧をすることができる場合は、<u>この限りでない。</u>	